

○倉敷市学区文化祭補助金交付要綱

平成10年5月12日

告示第186号

改正 平成15年3月25日告示第187号

平成17年7月28日告示第496号

(目的)

第1条 この要綱は、市民の参加により自主的に企画された文化祭を支援することにより、地域の文化活動の育成、推進及び拡大を図ることを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 この補助金の交付については、小学校区以上の単位で開催され、1小学校区当たりおおむね20人以上が参加して、芸術・文化活動の発表、展示等を共同で行う文化祭を実施する実行委員会を対象とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 文化祭への参加種目については、別表第1に掲げる補助金交付対象種目に限る。

(補助金額)

第3条 補助金額は、1小学校区につき1開催当たり54,000円以内とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

2 対象経費については、別表第2に掲げる補助金交付対象経費に限る。

3 同一年度内において、同一の実行委員会が重複して補助金の申請をすることはできない。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする実行委員会は、文化祭開催日の1箇月前までに所定の申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 文化祭計画書

(2) 収支予算書

(3) 実行委員会名簿

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 実行委員会は、文化祭終了後1箇月以内に、所定の実績報告書を次に掲げる書類と共

に、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
  - (2) プログラム及び会場写真
- (補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を実行委員会に対し支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月25日告示第187号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月28日告示第496号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

補助金交付対象種目

大分類	小分類
絵画	洋画
	日本画
	水墨画
	イラスト
	ちぎり絵
	版画
	その他
彫刻	立体造形

書

写真

華道

茶道

園芸

歴史研究

工芸

文芸

面

その他

毛筆

ペン習字

てん刻

拓本

陶芸

木芸

漆芸

竹芸

金工

ガラス

染織

人形

レザー

アートフラワー

盆栽

水石

刀剣

その他

小説

戯曲

随筆

童話

音楽	和歌
	川柳
	短歌
	俳句
	合唱
	邦楽
	器楽
	管弦楽
	吹奏楽
	オペラ
演劇	大衆演劇
	新劇
	ミュージカル
舞踊	人形劇
	邦舞
	洋舞
伝統芸能	能
	歌舞伎
	文楽
民俗芸能	神楽
	その他
寄席芸能	
映像	

別表第2（第3条関係）

補助金交付対象経費

項目	経費内訳
謝金	アルバイト賃金, 指導者謝金等
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）、駐車場借上料

通信運搬費	道具, 楽器等運搬費, 通信費等
印刷製本費	プログラム, 図録, 図書刊行費等
記録費	写真, ビデオ撮影費等
消耗品費	チケット, 散らし, ポスター, 看板, 花, 材料, 文具類等
委託費	音響, 照明等業者委託費その他専門家への委託費
借上料	レンタカー, 機材等借上料

備考 有料で販売するものに係る経費については, 補助金交付の対象とはならない。